

日高国際スキー場味の市フェスティバル出店者募集要項

- 開催日 令和 6年 1月20日(土)、21日(日)
- 時間 10時～15時
- 要件 (1) 移動販売車を所有し、保健所の許認可を得て営業しているもの
(2) 消防、警察の指導並びに別添同意書の記載内容を遵守し、営業できるもの
- 台数 2台
※町特産品販売・PRブース用で別途テント販売ブース有
- 出店料 1日1,000円
- 設備 電気・ガス～無し(発電機借用の際は、1台2,000円/日でレンタル可能ですが、極力持参願います)
水道～スキー場内無料休憩所「やまびこハウス」の水道を利用可
但し、ポリタンク等への給水のみであり、蛇口とホースを連結させて、車内まで水道を引っ張る等の行為は禁止とする
- 申請書類 出店申込書(別紙1)
同意書(別紙2)
保健所にて発行している営業許可証の写し
- 申込期限 令和 6年 1月 7日(日)
- 提出方法 郵送・FAX・MAILのいずれか
- その他 (1) 出店に係る一切の経費(交通費・宿泊費等含む)は出店者が負担すること
(2) 18歳未満の従事者がいる場合は、18歳以上の代表者とともに従事すること
(3) 営業準備については、各自10時の出店開始に間に合うよう実施すること。営業終了後は、16時を目処に撤収を完了させること
(4) 販売品目は飲食物のみとし、無関係な商品の持込、販売を禁止する
(5) 指定したスペース以外での商品販売や陳列は禁止とする
(6) 設備に損傷を与えた場合は実行委員会に届け出のうえ、自己の責任において原状復帰すること
(7) 出店物や金銭のやりとりについては、当事者間で責任を持って行うこととし、事務局は一切関知しない
(8) 売れ残りの品物については、各自責任を持って持ち帰ること
(9) 終了時は出店場所と周辺を清掃し、調理時に発生したゴミや段ボール、売れ残りの商品等については各自責任を持って持ち帰ること
(10) 資機材等の紛失・盗難・破損、食中毒、火気使用による火傷等の怪我、出店に伴う全ての事故については、当実行委員会は一切の責任を負わない
(11) 天災・流行病・その他の事由によりイベントの中止を決定した際は、これに起因する費用等の補償や代替販売地の提供等、当実行委員会は一切の責任を負わない。
- 連絡先 日高町日高総合支所 地域経済課施設管理グループ 担当：森
〒055-2301 沙流郡日高町本町東3丁目299-1
電話：01457-6-2084 FAX：01457-6-3981
MAIL：mori.toshikazu@town.hidaka.hokkaido.jp